

清掃ごよみ（青森地区）広告掲載取扱基準

この基準は、清掃ごよみ（青森地区）に広告を掲載することに関し、青森市広告取扱要綱（平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を下記により定めるものとする。

- 1 広告掲載媒体 清掃ごよみ（年1回毎戸配布の印刷物）
- 2 掲載紙サイズ B3サイズ（縦長）縦51.5cm×横36.4cm
- 3 広告の位置と規格 清掃ごよみの下欄とし、1枠当たり36cm²（縦4.5cm×横8cm）とする。
- 4 広告掲載枠数 1広告主につき1枠とする。
- 5 広告の対象事業者 家具、衣類、電化製品、食器、自転車、ベビー用品類、書籍など、家庭で不要となった物を取引し、これらを売却している事業者（リサイクルショップなど）
- 6 広告掲載事業者の資格要件
次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - （1）本市税を滞納していないこと。
 - （2）青森市から指名の停止を受けていないこと。
 - （3）事業者（法人の場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。）
又はその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係がないこと。
 - （4）要綱第3条第1項各号に規定する制限業種及び者でないこと。
- 7 募集方法 清掃ごよみの発行年度ごとに、青森市ホームページ等を通じ公募により行うものとする。
- 8 掲載申込み 広告掲載の申込みは、「清掃ごよみ広告掲載申込書」に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。なお、申込み多数により掲載欄が確保できない場合は、抽選により決定する。
 - （1）版下原稿（紙媒体及び電子媒体）
 - （2）事業の概要がわかる資料（パンフレットなど）
 - （3）資格又は免許を必要とする業種にあってはそれを証する書類の写し
 - （4）納税状況の確認に係る同意書又は納税証明書
 - （5）清掃ごよみ（青森地区）広告掲載申込資格誓約書
- 9 審査及び通知 「環境部広告審査委員会」が掲載の可否を決定する。
掲載の可否は清掃ごよみ広告掲載決定通知書により通知する。

- 10 広告掲載料 1 枠当たり 100,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
前項の通知に同封する青森市納入通知書により指定期日までに指定する金融機関等で納入することとする。
- 11 広告掲載の取消し 掲載の決定後において「6 広告掲載事業者の資格要件」のいずれかに該当しないことが判明したとき、指定する期日までに原稿の提出がないとき、指定する期日までに掲載料を納入しないとき、その他清掃ごよみの配付上支障があると認めるとき、広告掲載の取消しを行うことがある。

制定：平成19年10月 1日

改正：平成21年12月28日

改正：平成23年12月27日

改正：平成26年11月11日

改正：平成27年11月10日

改正：令和元年10月21日

改正：令和2年11月18日

改正：令和6年9月25日